

保護者の皆様

草津市子ども未来部

幼児課長

市内就学前教育・保育施設における通常保育再開について（お知らせ）

日頃は、本市の就学前教育・保育の推進につきまして、御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。また、保護者の皆様には、これまで家庭保育への協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在、滋賀県下では、「緊急事態宣言」が発令されておりますが、本市においては、以前に比べ感染状況が緩やかになってきていることから、9月27日からは「家庭保育」の協力要請を解除し、通常保育を再開いたします。

つきましては、9月27日からの通常保育再開と新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおり対応を進めたく、御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の実施

3つの「密」をつくらない

【密閉】換気の悪い気密空間にしないため、換気を徹底する。

【密集】多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

【密接】近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

2 通常保育の再開における対応について

① 日々の活動は、引き続き感染予防対策に努めながら実施いたします。

② 園内では活動の事後や食事前に手洗いの指導を行います。

③ 引き続き「子どもと家族の健康シート」の記入をお願いいたします。

④ 体調が悪い場合は、ご家庭で静養していただきますようお願いいたします。

（発熱の症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで、ご家庭で静養していただきますようお願いいたします。）

⑤ お子様やご家族様が、医療機関等でPCR検査等を受けられた場合は、必ず施設にお知らせください。

3 保育料について

県下での緊急事態宣言発令期間中（9月30日まで）において、新型コロナウイルス感染症に関連して登園を自粛される場合は、保育料について日割り対応を継続いたします。

（ただし、3歳児以上の園児については、保育料無償化のため、保育料の軽減はございません）

4 お願い

- ・お子様の体調不良時には、連絡をさせていただきお迎えをお願いすることもありますので、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・体調面で心配なことがありましたら、職員にお知らせください。

草津市 子ども未来部 幼児課	
保育に関すること	指導研修係 TEL: 077-561-6878（直通）
保育料に関すること	入所・入園係 TEL: 077-561-2365（直通）